モラルハラスメントの罠

ちがみ よういち 半頭 洋一

●UAゼンセン神奈川県支部・常任

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメ ント、マタニティハラスメント、パタニティハ ラスメント、スモークハラスメント等と、職場 でも様々なハラスメントが指摘されるようにな ってきました。「モラルハラスメント」とは、 フランスの精神科医、マリー=フランス・イル ゴイエンヌ氏が提唱した造語です。これは、静 かに、じわじわと、陰湿に行われる精神的ない じめ・嫌がらせです。「無視をする」、「わざと 咳払いをする」、「見下すしぐさをする」、「否定 する」等、周りからは些細なことのようにみえ る行為でも、繰り返し行われることで、想像以 上の精神的苦痛をもたらすことがあります。こ れにはハラスメントと判別しにくいものや、す る側にもされる側にもその意識がほとんどない ものも少なくありません。

これは、A労組の事例ですが、メンタルヘルス問題が深刻化してきたため、対策をとってきたら、その原因としてハラスメントが圧倒的に多いと判明しました。A労組は、従業員の98%が女性であるため、セクハラは極めて少ない状況でした。いわゆるパワハラは、部下から上司というケースも含め、いろいろな関係の中で発生していました。ただ、ほとんどが女性どうしのため、暴力や大声で怒鳴ったり、明らかに人格を踏みにじるような言動は、滅多にありません。A労組の職場で起こっていたハラスメントです。の大半は、モラルハラスメントだったわけです。

この現状をふまえ、A労組ではとてもきめ細

やかな取り組みを展開しました。その一例をご紹介しましょう。29名の労組中央委員が関わって精査し、「マンガで学ぶ!!職場で起こるハラスメント」と題した、実際に職場で起こりやすい事例をもとにまとめた小冊子を配布しました。これは、加害者にならないための啓発も進める意図がありました。また、ハラスメント防止にはコミュニケーション能力向上が不可欠として、良好な人間関係構築のための啓発プログラムを導入し、運用しました。さらに、労組への相談、投書の事案への対応を含め、労使間での「苦情処理委員会」を月3回程度実施し、ハラスメント事案の具体的解決方法についての話し合いを、地道に継続しています。

A労組の真摯な取り組みをお聞きし、私たち労働組合役員はハラスメント対策として出組合として出合員の心身の健康を守るためにはもういました。産業別労働組にもも、行政への働きかけを含め、ハラスメントに関われているを強化しているが、顧客やないのが、顧客としても多いのが、顧る人にとて優位に立っている人にといるをです。昨今は顧客がもしているからも、この問題をするから、相手でいます。こうした卑劣な行為を言いります。こうした卑劣な行為を言いります。こうした卑劣な行為を言いります。私たちも、この問題を講じていくべきだとの働きかけを含め、対策を講じていくべきだと思います。